

## 第6章 障がい者の福祉

### 1.障がい者福祉の理念

障がい者に対する福祉は、障がいのある方も障がいのない方も同じ地域社会で共に暮らしていくというノーマライゼーションの理念と障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指すというインクルージョンの理念を目指しています。そのためには、施設入所から自身が住みたい場所で暮らすための生活支援と自立に向けたサービス内容の充実が重要となっています。

平成15年度には、従来の措置制度に替り「支援費制度」が開始され、障がい者が自らサービスを選択し、サービス提供者と対等な立場で契約を結び、サービスを利用する制度となり、平成18年10月には、「障害者自立支援法」が完全施行され、身体・知的・精神の三障がい別々に実施されていたサービスが一元化されるなど障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。

その後、平成22年12月の相談支援体制強化や発達障がい者を障がいに加える等の障害者自立支援法の一部改正をはじめ、平成23年7月の「改正障害者基本法」成立、平成24年4月の「児童福祉法」改正、10月の「障害者虐待防止法」施行、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行となり、来年4月には障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が施行され、法改正による一連の法律が施行され、障がい者の人権を尊重し自立と社会参加を促進するための制度的な取り組みが進展しています。

### 2.身体障がい者の実態

当市の身体障がい者数は、平成27年3月31日現在、1,591人であり、これは人口1,000人に対して54.8人となっています。

身体障がい者とは、身体障害者手帳の交付を受けた人であり、身体に一定程度以上の永続する障がいがある人をいいます。障がいの程度は1・2級(重度)、3・4級(中度)、5・6級(軽度)に分類されます。これらの人を原因別に見ると(表14)後天的疾患による場合が最も多く、中でもわが国の死因の多くを占める脳血管障害は、生存者の2人に1人が後遺症として半身麻痺を起こしています。

また、身体障がい者の重度化・高齢化・重複化の傾向が顕著となっています。

※ 大町市人口:29,050人(男14,076人:女14,974) (平成27年3月31日現在)

### 3.知的障がい者の実態

当市における知的障がい者数は、平成27年3月31日現在施設入所されている方を含め287人であり、これは人口1,000人に対して9.9人となっています。

知的障がいとは、精神の発達が恒久的に遅滞し、身の処置、社会生活などの適応が困難な方であり、その程度は知能指数(IQ)として表されます。それにより、重度(IQ35以下)、中度(IQ36~50)、軽度(IQ51~75)と分類され、本人または保護者の申請により療育手帳が交付されます。

療育手帳の程度では、重度と中度が177名おり61.7%を占めています。(表15)

※ 大町市人口:29,050人(男14,076人:女14,974) (平成27年3月31日現在)

### 4.精神障がい者の実態

精神障がいとは、精神疾患を有する方で長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方であり、本人または保護者の申請により障害者手帳が交付されます。その程度は、1級、2級、3級に分類されます。平成27年3月31日現在の当市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は310人で、これは人口1,000人に対して10.7人となっています。

また、通院による精神疾患の医療を必要とする方が、その医療費に対する公費負担を受けるための自立支援医療(精神通院医療)受給者証の所持者は519人で、これは人口1,000人に対して17.9人となっています。

手帳と受給者証の両方あるいはどちらかを所持している方の数は556人で、当市の人口29,050人に対して1.9%を占め、人口1,000人に対し19.1人となっています。うつ傾向等で精神治療を必要とする方が年々増加傾向にあります。

※ 大町市人口:29,050人(男14,076人:女14,974) (平成27年3月31日現在)

表 12 身体障がい者障がい別・等級別数(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位 人)

障害区分 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚 障 害	33	26	8	7	16	4	94
聴 覚 障 害		19	13	33		73	138
ろ う あ	0	5					5
平 衡 機 能 障 害			0		0		0
音 声 言 語 機 能 障 害			5	7			12
そ しゃく 機 能 障 害			0	2			2
心 臓 機 能 障 害	179		24	32			235
じ ん 臓 機 能 障 害	80		4	0			84
肝 臓 機 能 障 害	3	0	0	0			3
呼 吸 器 機 能 障 害	9		35	13			57
ぼうこう・直腸機能障害	0		1	62			63
小 腸 機 能 障 害	0		0	1			1
体 幹 機 能 障 害	43	58	41		15		157
上 肢 切 断	0	5	9	8	4	4	30
上 肢 機 能 障 害	13	74	46	43	15	15	206
下 肢 切 断	0	2	6	7	1	1	17
下 肢 機 能 障 害	12	18	132	243	62	20	487
合 計	372	207	324	458	113	117	1,591

表 13 等級別身体障がい者数の推移(各年度末現在)

(単位 人)

年度 \ 区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 級	386	340	356	374	372
2 級	218	231	226	217	207
3 級	319	339	333	334	324
4 級	423	451	463	460	458
5 級	111	113	108	112	113
6 級	112	117	117	111	117
計	1,569	1,591	1,603	1,608	1,591

表 14 原因別・身体障がい者数(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位 人)

	1級 2級	3級 4級	5級 6級	計	比率(%)
交通事故	8	8	8	24	1.5
労働災害	8	19	16	43	2.7
その他の事故	2	13	5	20	1.3
戦傷・戦病	0	0	0	0	0.0
戦災	0	1	0	1	0.1
先天的疾患	50	38	24	112	7.0
後天的疾患	511	703	177	1,391	87.4
計	579	782	230	1,591	100.0

表 15 療育手帳所持者数(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位 人)

区分	18歳未満	18歳以上	合計	比率%
重度(A1)	15	74	89	31.0
中度(A2,B1)	10	78	88	30.7
軽度(B2)	34	76	110	38.3
計	59	228	287	100.0

表 16 療育手帳所持者の推移(各年度末現在)

(単位 人)

年度 \ 区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
A 1	102	94	93	89	89
A 2	11	10	10	10	9
B 1	77	73	75	75	79
B 2	100	95	98	109	110
計	290	272	276	283	287

表 17 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(各年度末現在)

(単位 人)

年度 \ 区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 級	172	171	178	192	172
2 級	108	105	114	114	122
3 級	19	18	14	14	16
計	299	294	306	320	310

表 18 自立支援医療(精神通院)受給者数(平成 26 年 3 月 31 日現在)

(単位 人)

A自立支援医療受給者数	Bうち精神障害者保健福祉手帳所持者数	A - B
519	273	246

表 19 更生医療、補装具・日常生活用具給付状況

(単位:件数 件、金額 千円)

区分		年	22	23	24	25	26
更生医療	件数		55	59	79	106	106
	金額		15,365	13,700	15,562	16,104	17,909
育成医療	件数					20	55
	金額					379	635
補装具	交付	件数	57	63	57	45	34
		金額	7,328	6,683	5,723	6,317	2,485
	修理	件数	61	38	38	30	35
		金額	1,563	1,277	1,080	1,082	1,287
	合計	件数	118	101	95	75	69
		金額	8,891	7,960	6,803	7,399	3,772
日常生活用具	件数		809	782	802	789	803
	金額		9,771	9,038	9,065	9,226	8,161

注) ・更生医療とは、身体障がい者の障がいを軽減もしくは、取り除くための医療給付をいう。

H25より従来の医科に加え、新たに調剤が該当になり件数が増加している。(医科 73 件 調剤 33 件)

・育成医療とは、18歳未満で体に障害や病気があり、放置すると将来体に障害が残る可能性があるが、手術等の治療で障害の改善が期待出来る子供に対して行う、医療給付をいう。(医科 49 件 調剤 6 件)

・補装具とは、身体障がい者(児)の障がいを補って日常生活や職業生活をし易くするための用具の交付・修理をいう。(補装具の種類…義肢・装具・義眼・補聴器・車いす・杖など)

・日常生活用具とは、在宅の障がい者(児)に対し、日常生活の便宜を図るための用具の給付(貸与)をいう。

(日常生活用具の種類…ストマ(蓄便袋・蓄尿袋)・拡大読書器・特殊寝台・特殊マット・パソコン・住宅改修紙おむつ(身体障がい児に限り必要と認めるもの) など )

表 20 障がい者支援施設入所状況(各年度末現在)

(単位 人)

施設名	所在地	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
白樺の家	池田町	4	4	4	4	4
穂高悠生寮	安曇野市	8	7	7	7	6
アルプス学園	安曇野市	3	3	3	3	3
幸泉園	安曇野市	3	3	3	3	3
明星学園	飯田市	3	3	3	3	3
南原苑	飯田市	0	0	1	1	1
宝池月影寮	上田市	1	1	1	1	0
西駒郷	駒ヶ根市	3	3	3	3	3
白田学園	佐久市	1		1	1	1
さくらの杜 育豊	須坂市	1	1	1	1	1
霧ヶ峰療護園	諏訪市	2	2	2	2	2
稲荷山太陽の園	千曲市	2	2	2	2	2
長野市ひかり学園	長野市	1		2	2	2
ワークサポート篠ノ井	長野市	2	2	1	1	1
県立総合リハビリテーションセンター	長野市	1	2	3	1	1
あい・アドバンス今井	松本市	3	2	1	1	1
四賀アイアイ	松本市	1	1	1	1	1
梓荘	松本市	4	4	4	4	4
ささらの里	松本市	3	3	3	2	2
ライトワークセンター	福祉圏鯖江市	1	1	1	1	1
桐花園	群馬県桐生市	0	0	0	1	1
計		47	44	47	45	43

表 21 グループ(ケア)ホームの利用状況(各年度末現在)

(単位 人)

事業所名	所在地	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活てとと(なかまと)	大町市	7	5	5	5	5
NPO法人えべや大町	大町市	7	9	9	10	10
有限会社とざわ(マイハート)	大町市	4	5	6	4	7
がんばりやさんケアホーム俵町	大町市		3	4	8	8
なないろ常盤	大町市				1	1
白樺の家グループホーム鶴山	池田町	1	1		1	1
コーポヘルメス・宮坂	松川町	1	1	1	1	1
穂高悠生寮	安曇野市	1				
アルプス学園	安曇野市	2	2	3	2	2
赤とんぼ	安曇野市	2	2	2	2	2
にじいろ	安曇野市		1	1	1	1
ないすプラザわすれな草	安曇野市		1		1	1
アルプス福祉会	松本市	1	1	1	1	1
中信社会福祉協会	松本市	1	1	2	2	2
NPO法人さくら会	長野市	1	1	1	1	1
須坂悠生寮	須坂市	1	1	1	1	1
五十鈴の家	駒ヶ根市	1	1	1	1	1
ほっとワークス	箕輪町	1	1	1	1	1
浅間学園 からまつ	軽井沢町		1	1	1	1
計		31	37	39	44	47

表 22 障がい者の在宅福祉サービス等

制度の名称	内 容	備 考(各年度実績等)
自立支援(更生)医療	臨床症状が消退し、その障がい永続する人に対し、身体上の障がいを軽減もしくは、取り除くための医療に対して医療費を給付します。	表 19 参照
自立支援(育成)医療	18歳未満で体に障害や病気があり、放置すると将来体に障害が残る可能性があるが、手術等の治療で障害の改善が期待出来る子供に対して、医療費を給付。 ※H25年度より開始	表 19 参照
補装具の交付(修理)	身体の障がいを補って日常生活や職業生活をし易くするための用具を給付(交付・修理)します。	表 19 参照
日常生活用具の給付(貸与)	障がい者(児)に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付(貸与)します。	表 19 参照
ホームヘルプサービス	障がいのため、日常生活を営むことに支障がある者に対してヘルパーを派遣し、身体介護や家事などの援助を行います。	利用決定者 36人 利用者延べ 427人 (H26末)
ショートステイ	障がい者(児)の介護者が、一時的に家庭で介護できない場合に、施設等で一定期間当該障がい者(児)を介護します。	利用決定者 6人 利用者延べ 19人 (H26末)
就労継続(移行)支援事業	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	利用決定者 82人 利用者延べ 864人 (H26末)

生活介護事業	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	利用決定者 95 人 利用者延べ 1,102 人 (H26 末)
地域活動支援センター	障がい者が通所して創作活動、機能訓練、日常生活訓練、入浴サービス等を行います。	登録者 53 人 利用者延べ 3,225 人 (H26 末)
グループホーム、ケアホーム	グループホームは、地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者に対し、主として夜間の日常生活上の援助を行います。ケアホームは、さらに入浴、排せつ、食事等の介助や家事、相談及び助言等日常生活上の支援を行います。	表 21 参照 決定人員 共同生活援助 47 人 (H26 末)
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)に対し、市が登録した事業者が外出時の介助を行い、地域での自立生活と社会参加を促進します。	事業所数 8 か所 実利用者 14 人 利用時間延べ 639 時間 (H26 末)
タイムケア事業	障がい者が、家庭での介護が困難なときに、市が登録した事業者や家族の知人に一時的に介護を依頼できます。	実利用者 4 人 利用時間延べ 1,188 時間 (H26 末)
日中一時支援給付事業	日中、障がい者を介護する家族が就労や一時的な休息が必要なとき、市が登録した事業者に依頼すると介護など必要な支援が受けられます。	事業所数 14 か所 実利用者 58 人 利用回数 3,498 回(H26 末)
特別障害者手当等	<p>○特別障害者手当(月額 26,080 円 H25.10 月まで) (月額 26,000 円 H26. 4 月から) (H27.4 月～ 月額 26,620 円) 20 才以上で、身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する状況にあり、かつ施設入所又は、病院等への入院が 3 ヶ月以上にならない方に支給します。</p> <p>○障害児福祉手当(月額 14,180 円 H25.10 月まで) (月額 14,140 円 H26. 4 月から) (H27.4 月～ 月額 14,480 円) 20 才未満の児童で、身体又は精神に重度の障がいがあるため・日常生活において常時介護を要する状況にあり、かつ施設入所していない児童に支給します。</p> <p>○福祉手当(経過措置(月額 14,180 円 H25.10 月まで) (月額 14,140 円 H26. 4 月から) (H27.4 月～ 月額 14,480 円) 昭和 61 年 3 月 31 日において、20 才以上の福祉手当受給者であって、61 年 4 月 1 日以降において障害基礎年金および、特別障害者手当等いずれにも対象とならない者に支給する。 (それぞれ受給者又は扶養親族等の所得により支給が受けられない場合があります。)</p>	<p>(平成 26 年度末) 対象者 47 人 延べ 526 人支給 ※ 新規認定 7 名 死亡による喪失者 4 名 施設入所者 2 名</p> <p>(平成 26 年度末) 対象者 4 人 延べ 39 人支給 ※ 新規認定 1 名</p> <p>(平成 26 年度末) 対象者 2 人 延べ 24 人支給 ※ 増減なし</p> <p>各手当支給年 4 回 支給月: 5 月・8 月・11 月・2 月</p>
重度心身障害者介護者慰労金	重度心身障がい者(特別障害者手当の受給者及びこれと同程度以上の障害を有する者のうち 3 才以上で常時特別な介護を必要とする者)を介護している者に慰労金を支給します。(年額 100,000 円)	支給者 23 人 (H26 年度末)

障害者住宅等整備事業	身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、トイレ、洗面所等を整備改善する場合に補助します。(所得制限あり) 限度額:630,000円	補助件数 1件 (H26年度末)																				
訪問入浴サービス	家庭の入浴設備では入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、訪問入浴車による入浴を提供します。	実利用者 1人 利用回数延べ 28回 (H26年度末)																				
身体障害者用自動車改造等助成事業	身体障がい者が自動車を自ら運転するための改造に要する経費又は自動車運転免許を取得するために必要となる経費を扶助します。(限度額 100,000円)	対象件数 1件 (H26年度末)																				
心身障害者扶養共済掛金補給金	長野県心身障害者扶養共済制度に加入する方のうち、所得の状況等により共済掛金の一部(30%)を補給します。	掛金補給対象者 0人 (H26年度末)																				
福祉タクシー乗車券交付	内部・上肢1・2級、視覚・下肢・体幹1～3級の身体障がい者及び知的障がい者に年間24枚の福祉タクシー乗車券を交付します。(人工透析を受けている場合は年間48枚)	交付者 271人 使用枚数 4,961枚 (H26年度末)																				
手話通訳・要約筆記者派遣	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための手話通訳・要約筆記者を派遣します。	派遣回数 4件 (H26年度末)																				
自立支援(精神通院)医療	精神科の病気で通院する際に要する費用のうち、医療保険各法で負担されない部分を公費負担します。自己負担は原則1割です。	所得と病気の状況により1ヶ月の負担上限額が設けられています。																				
鉄道運賃の割引	次のとおり割引されます。(手帳の呈示が必要) <table border="1" data-bbox="454 1115 1425 1624"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引乗車券の種類</th> <th>割引率</th> <th>取扱区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種身体障がい者 第1種知的障がい者</td> <td>普通乗車券 定期 " " 回数 " " 急行券</td> <td>5割</td> <td>距離制限なし (介護者も同一) ※第1種知的障がい者が単独で乗車の場合には、片道100kmを超えるときのみ5割引</td> </tr> <tr> <td>第2種身体障がい者 第2種知的障がい者</td> <td>普通乗車券</td> <td>5割</td> <td>片道 100kmをこえる区間</td> </tr> <tr> <td>12才未満の第2種身体障がい児と介護者</td> <td>定期乗車券</td> <td>5割</td> <td>介護者の定期券のみ</td> </tr> <tr> <td>12才未満の第2種知的障がい児と介護者</td> <td>定期乗車券</td> <td>5割</td> <td>介護者の定期券のみ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	普通乗車券 定期 " " 回数 " " 急行券	5割	距離制限なし (介護者も同一) ※第1種知的障がい者が単独で乗車の場合には、片道100kmを超えるときのみ5割引	第2種身体障がい者 第2種知的障がい者	普通乗車券	5割	片道 100kmをこえる区間	12才未満の第2種身体障がい児と介護者	定期乗車券	5割	介護者の定期券のみ	12才未満の第2種知的障がい児と介護者	定期乗車券	5割	介護者の定期券のみ	
区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間																			
第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	普通乗車券 定期 " " 回数 " " 急行券	5割	距離制限なし (介護者も同一) ※第1種知的障がい者が単独で乗車の場合には、片道100kmを超えるときのみ5割引																			
第2種身体障がい者 第2種知的障がい者	普通乗車券	5割	片道 100kmをこえる区間																			
12才未満の第2種身体障がい児と介護者	定期乗車券	5割	介護者の定期券のみ																			
12才未満の第2種知的障がい児と介護者	定期乗車券	5割	介護者の定期券のみ																			
航空運賃の割引	次の場合に割引されます。(手帳の呈示が必要) ○12才以上の第1種身体障がい者及び第1種知的障がい者が介護者と、または単独で乗る場合 ○12才以上の第2種身体障がい者又は第2種知的障がい者が単独で乗る場合	割引率は 航空会社が国内路線ごとに設定																				
有料道路通行料金	次の場合に割引されます。 (あらかじめ市窓口での手続きが必要) ○身体障がい者が自ら運転する場合 ○第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者の介護者が運転する場合	割引率:50%以内																				

NHK 放送受信料の減免	1 障害者手帳を持っている方の世帯で、世帯全員が市民税非課税世帯 2 世帯主が視覚、聴覚障がい者の世帯 3 世帯主が重度の障がい者の世帯	1は全額免除 2、3は半額免除
その他	1 税金の減免(自動車税など) 2 生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会) 3 福祉センター 浴場及び上原の湯入浴料の減免 4 心身障害者雇用促進事業 5 知的障害者介護用品引換券交付 6 重度心身障害者ふとんクリーニング事業 7 心身障害者就職祝金事業 8 盲人テープ図書設置事業 9 通所通園等推進事業 10 心身障害児施設帰省時等交通費扶助 11 障害年金制度 12 介護人派遣(雪かき等) 13 除雪費支給 14 緊急宿泊支援事業 15 相談支援事業(社会福祉協議会スクラムネット) 16 地域福祉権利擁護事業(社会福祉協議会) 17 障害者余暇活動支援事業 18 心身障害者医療費特別給付事業(福祉医療)	1 2 3 4 5 :対象者3人(H26 年度末) 6 7 8 :朗読グループかつこう 50 千円 (平成 26年度末) 9 :対象者3名 補助対象 42 千円 10 11 12 :支援員3人 対象者 4 名 (平成 26 年度末) 13 :上記 4 名へ 85.2 千円 (平成 26 年度末) 14 15 16 17 :市社協 91 千円 (平成 25 年度末) 18